

指導・監査について

福祉総務課 指導監査係

- ・居宅介護支援
- ・介護予防支援

目次

1 指導と監査について

2 令和6年度運営指導において指摘が多かった項目について

3 介護報酬の減算に関する注意事項について

4 運営上の留意事項について

1 指導と監査について

指導（運営指導・集団指導）

【介護保険法第23条など】※定期的に実施

- **介護サービスの実施状況指導**（主に利用者に対するサービスの質を確認、ケアマネジメント・プロセスに基づくサービスの適正性の確認、高齢者虐待及び不適切な身体的拘束の防止等）
- **最低基準等運営体制指導**（基準省令及び基準条例に規定する運営体制の確認・指導）
- **報酬請求の指導**
- **制度管理の適正化指導 等**

※ 運営指導において著しい問題を把握した場合、監査に切り替えることもありうる。

監査

【介護保険法第83条など】※必要に応じ実施

著しい基準違反・不正請求・不正の手段による指定・人格尊重義務違反がある（又はその疑いがある）場合等

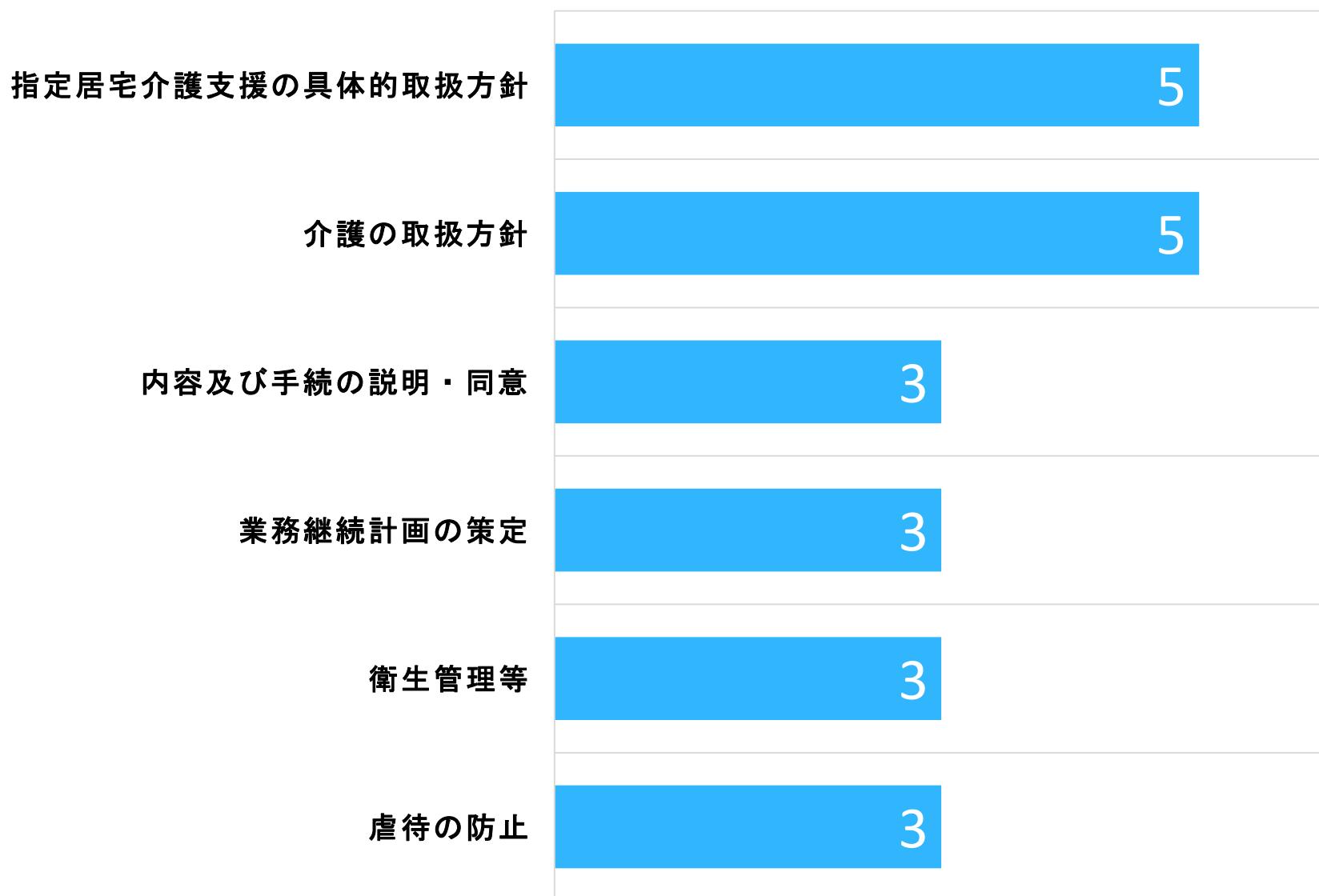
改善勧告

改善命令

指定の取消等

2 令和6年度運営指導において指摘が多かった項目について

居宅介護支援事業所に対する主な指摘事項別件数



指定居宅介護支援の具体的取扱方針

1 居宅サービス計画に対する利用者の同意の日付が遅延している

遅延なく同意を取るようにしてください。

2 サービス提供事業者の個別サービス計画が揃っていない

居宅サービス計画との整合性を確認するために、すべての事業者から個別サービス計画を提出させてください。

介護の取扱方針

1 居宅サービス計画を変更する場合に、サービス担当者会議で検討した記録が残っていない

サービス担当者会議を開催した際には、必ず記録を残してください。

2 居宅サービス計画に通院等乗降介助の訪問介護を位置付ける場合に、居宅サービス計画にその必要性が記載されていない

必要な理由は明確に記載してください。

内容及び手続の説明・同意

1 重要事項説明書と運営規程との内容が相違している

内容の整合性を図るようにしてください。

3 介護報酬の減算に関する注意事項について

介護報酬 【運営基準減算】①

次の場合には減算となります。再度ご確認ください

(1) 指定居宅介護支援の提供の開始

あらかじめ利用者に対して、

利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること

について説明を行っていない場合

(契約月から解消された月の前月まで)

介護報酬 【運営基準減算】②

次の場合には減算となります。再度ご確認ください

(2) 居宅サービス計画の新規作成及びその変更

(当該月から解消された月の前月まで)

- ① 介護支援専門員が利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合
- ② 介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催等を行っていない場合(やむを得ない事情がある場合を除く)
- ③ 介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合(やむを得ない事情がある場合を除く)

介護報酬 【運営基準減算】③

次の場合には減算となります。再度ご確認ください

(3) サービス担当者会議

次に掲げる場合に、介護支援専門員がサービス担当者会議等を行っていない場合
(当該月から解消された月の前月まで)

- ① 居宅サービス計画を新規に作成した場合
- ② 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
- ③ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

介護報酬 【運営基準減算】④

次の場合には減算となります。再度ご確認ください

(4) モニタリング

(当該月から解消された月の前月まで)

① 介護支援専門員が、次のいずれかの方法で利用者に面接していない場合

イ 1月に1回、利用者の居宅を訪問して行う方法

ロ 次のいずれにも該当する場合で、2月に1回、利用者の居宅を訪問し、それ以外の月はテレビ電話装置等を活用して行う方法

a. テレビ電話等で面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること

b. サービス担当者会議等において、次の事項について主治医、担当者その他の合意を得ていること

i. 利用者の心身の状況が安定していること

ii. 利用者がテレビ電話装置等で意思疎通を行うことができること

iii. 介護支援専門員が、テレビ電話装置等では把握できない情報について担当者から提供を受けること

② 介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合

介護報酬 【特定事業所集中減算】

次に掲げる事項を記載した書類を作成し、事業所で2年間保存してください。

- ① 判定期間における居宅サービス計画の総数
- ② 訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数
- ③ 訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名
- ④ 当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数
当該サービスを位置付けた計画数
- ⑤ ④で計算した割合が80%を超えている場合であって正当な理由がある場合はその正当な理由

サービス提供に当たり事業所における **自己点検**が重要となります。 適正な介護報酬の算定に活用してください。

自己点検票ダウンロード

長崎市ホームページHOME>メニュー>
しごと・産業>高齢者・障害者の福祉>
事業所・施設>指導監査資料様式ダウ
ンロード>介護サービス事業者等に対す
る運営指導の事前提出資料様式

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/6243.html>

サービス名をクリックすると自己点
検票がダウンロード出来ます。

介護サービス事業者等に対する運営指導の事前提出 資料様式（令和6年度）

ここに掲載した自己点検票は、介護保険法等の規定に基づき運営指導を行う際に、事前提出資料として提出をお願いしています。実施日時や当日準備資料などについては、実施日のおおむね1か月前に通知を郵送しお知らせします。

令和6年度に運営指導が実施されない事業所については、指定基準などの適合状況の確認のため自己点検票として御活用ください。

居宅サービス（介護予防・総合事業を含む）

1.  [訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス・生活援助サービス（Excelファイル／908KB）](#)
2.  [訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護（Excelファイル／871KB）](#)
3.  [訪問看護・介護予防訪問看護（Excelファイル／115KB）](#)
4.  [訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション（Excelファイル／90KB）](#)
5.  [居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導（Excelファイル／81KB）](#)
6.  [通所介護・介護予防通所介護相当サービス・ミニデイサービス（Excelファイル／1.21MB）](#)
7.  [通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（Excelファイル／707KB）](#)
8. 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
 -  [（従来型）短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（Excelファイル／918KB）](#)
 -  [（ユニット型）短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（Excelファイル／917KB）](#)
9. 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
 -  [（従来型）短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（基準編）](#)

【参考】令和6年度 事業種別実施状況

		対象事業所数	実施事業所		うち指摘あり			
				実施率		指摘率	うち報酬返還あり	指摘のうち返還がある割合
訪問系	訪問介護	151	10	7%	9	90%	0	0%
	夜間対応型訪問介護	2	0	-	-	-	-	-
	訪問入浴介護	3	0	-	-	-	-	-
	訪問看護	72	5	7%	5	100%	0	0%
	訪問リハビリテーション	9	0	-	-	-	-	-
	福祉用具貸与・販売	45	1	2%	0	0%	0	0%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	10	3	30%	3	100%	0	0%
	小計	292	19	7%	17	89%	0	0%
護居支宅援介	居宅介護支援	162	9	6%	7	78%	1	14%
	介護予防支援	20	0	-	-	-	-	-
	小計	182	9	5%	7	78%	1	14%
通所系	通所介護	88	16	18%	14	88%	0	0%
	認知症対応型通所介護	19	2	11%	2	100%	0	0%
	通所リハビリテーション	15	0	-	-	-	-	-
	地域密着型通所介護	99	8	8%	8	100%	1	13%
	小規模多機能型居宅介護	36	5	14%	5	100%	0	0%
	看護小規模多機能型居宅介護	7	0	-	-	-	-	-
	ミニデイサービス	7	1	14%	1	100%	0	0%
	小計	271	32	12%	30	94%	1	3%
入所・入居系	介護老人福祉施設	32	12	38%	12	100%	0	0%
	介護老人保健施設	15	0	-	-	-	-	-
	介護医療院	3	0	-	-	-	-	-
	短期入所生活介護	73	22	30%	22	100%	1	5%
	短期入所療養介護	17	0	-	-	-	-	-
	特定施設入居者生活介護	16	3	19%	2	67%	0	0%
	認知症対応型共同生活介護	74	8	11%	5	63%	1	20%
	地域密着型介護老人福祉施設	20	3	15%	3	100%	1	33%
	小計	250	48	19%	44	92%	3	7%
合計		995	108	11%	98	91%	5	5%

※実施事業所数は、令和7年1月までに運営指導を実施した事業所。

※「うち指摘あり」は上記のうち結果が確定している事業所数。

4 運営上の留意事項について

令和7年4月1日から適用開始となる事項

(1) 業務継続計画未策定減算

以下の基準を満たしていない場合、**減算**の対象となります。

- ・ **感染症**に係る業務継続計画を策定し、必要回数、研修及び訓練を実施すること
- ・ **災害**に係る業務継続計画を策定し、必要回数、研修及び訓練を実施すること

※令和7年3月31日で経過措置が終了します。

(2) 重要事項のウェブサイトへの掲載

ウェブサイトとは以下のことをいいます。

- ・ 事業所のホームページ等
- ・ 介護サービス情報公表システム

令和6年4月1日から義務付けとなっている事項

(1) 業務継続計画の策定等

令和7年度からは業務継続計画未策定**減算**が適用されますので、再度ご確認ください。

(2) 感染症の予防及びまん延防止のための措置

(3) 虐待の防止

- 運営規程に、「虐待の防止のための措置に関する事項」が記載されているか確認してください。
- 令和6年度から高齢者虐待防止措置未実施減算が適用されています。再度ご確認ください。

以下の措置を講じていない場合に**減算**となります。

- ・ 高齢者虐待防止のための対策を検討する**委員会**を定期的に行うこと
- ・ 高齢者虐待防止のための**指針**を整備すること
- ・ 高齢者虐待防止のための**研修**を年1回以上実施すること
- ・ 高齢者虐待防止措置を適正に実施するための**担当者**を置くこと

運営基準において実施等が必要な 各種委員会、計画・指針、研修及び訓練

	委員会	計画・指針	研修	訓練
業務継続計画(感染症)	—	計画	年1回以上 新規採用時	年1回以上
業務継続計画(災害)	—	計画	年1回以上 新規採用時	年1回以上
感染症の予防及びまん延 の防止のための措置	おおむね 6月に1回以上	指針	年1回以上 新規採用時	年1回以上
虐待の防止	定期的	指針	年1回以上 新規採用時	—